

別記3 農業支援サービスの土台づくり支援

第1 定義

本事業における用語については、実施要領第2に定めるほか、次のとおりとする。

1 農業支援サービス

実施要領別表1のサービス内容の欄に掲げるいずれかに該当する取組をいう。

2 標準サービス

特定の作業に係る農業支援サービスについて、提供される役務等における一般的な作業の工程、作業の精度、作業上留意すべき事項を示す規格や仕様をいう。

第2 事業の構成

本事業は以下の事業メニューで構成し、事業内容等は事業メニューごとに別記3-1又は別記3-2で定める。

1 標準サービス策定等支援（別記3-1）

2 新規参入促進支援（別記3-2）